令和８年第４回

市議会定例会資料

目　　次

議案第 119 号関係 ---------- 5

議案第 120 号関係 ---------- ２４

議案第 121 号関係 ---------- ２８

議案第 122 号関係 ---------- ２９

議案第 123 号関係 ---------- ３０

議案第 124 号関係 ---------- ３１

議案第 125 号関係 ---------- ３２

議案第 128 号関係 ---------- ３３

議案第 129 号関係 ---------- ３７

議案第 130 号関係 ---------- ４４

議案第 131 号関係 ---------- ５０

議案第 132 号関係 ---------- ５５

報告第 25 号関係 ---------- ７７

報告第 26 号関係 ---------- ７８

議案第１１９号

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	（款）議会費（項）議会費 （目）議会費 職員給与費 （職員課）	4,133					4,133
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				
2	（款）議会費（項）議会費 （目）議会費 議員報酬及び手当等 （議会事務局）	356					356
			議員の期末手当の支給月数を一般職に準じて、引き上げることに伴い、議員期末手当を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				
3	（款）議会費（項）議会費 （目）議会費 その他事務局費 （議会事務局）	7					7
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				
4	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 職員給与費 （職員課）	71,328					71,328
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、特別職の期末手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				
5	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 一般管理経費 （行政総務課）	7					7
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				
6	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 一般管理経費 （職員課）	881	44	2			835
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				
7	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 健康管理費 （職員課）	16					16
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 ***決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	（款）総務費（項）総務管理費 （目）文書管理費 文書管理経費 （文書法務課）	6					6
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
9	（款）総務費（項）総務管理費 （目）広報広聴費 広報活動一般管理経費 （広報シティプロモーション課）	12	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							12
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
10	（款）総務費（項）総務管理費 （目）広報広聴費 広聴活動事業費 （市民相談課）	12	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							12
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
11	（款）総務費（項）総務管理費 （目）広報広聴費 消費生活センター運営事業費 （市民相談課）	30	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							30
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
12	（款）総務費（項）総務管理費 （目）財産管理費 庁舎維持管理経費 （資産経営課） （繰越明許費）	11,098	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					9,800		1,298
			職員の期末手当及び勤勉手当の額改定を受け、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するほか、分庁舎２階にバリアフリートイレの設置、既存便器の洋便器化及びオートライト化等を行うことに伴い、消耗品費、修繕料、原材料費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
13	（款）総務費（項）総務管理費 （目）財産管理費 市有財産管理経費 （資産経営課）	3	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3
			みどりの保全事業として先行取得を予定している用地に存する建物について、火災保険に加入することに伴い、火災保険料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
14	（款）総務費（項）総務管理費 （目）財産管理費 公共用地先行取得事業特別会計繰出金 （資産経営課）	421	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							421
			公共用地先行取得事業特別会計において、みどりの保全事業用地を先行取得するにあたり、消耗品費、手数料、公有財産購入費の一部を一般会計から公共用地先行取得事業特別会計へ繰り出すことに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	（款）総務費（項）総務管理費 （目）企画費 企画管理経費 （総合政策課）	6					6
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
16	（款）総務費（項）総務管理費 （目）支所及び出張所費 辻堂駅前出張所 （市民課）	26					26
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
17	（款）総務費（項）総務管理費 （目）支所及び出張所費 香川駅前出張所 （市民課）	12					12
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
18	（款）総務費（項）総務管理費 （目）支所及び出張所費 ハマミーナ出張所 （市民課）	23					23
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
19	（款）総務費（項）総務管理費 （目）支所及び出張所費 個人番号カード等交付事務管理経費 （市民課）	12	12				
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
20	（款）総務費（項）総務管理費 （目）支所及び出張所費 個人番号カード等交付事務管理経費 （小出支所）	11	11				
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
21	（款）総務費（項）総務管理費 （目）文化行政費 生涯学習推進事業費 （文化推進課）	6					6
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明
22	（款）総務費（項）総務管理費 （目）文化行政費 ハマミーナまなびプラザ管理運営経費 （文化推進課）	45	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：45 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
23	（款）総務費（項）総務管理費 （目）スポーツ振興費 市民スポーツ推進事業費 （スポーツ推進課）	12	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：12 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
24	（款）総務費（項）総務管理費 （目）多様性社会推進費 相談事業費 （多様性社会推進課）	26	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：26 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
25	（款）総務費（項）徴税費 （目）税務総務費 職員給与費 （職員課）	36,278	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：36,278 人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
26	（款）総務費（項）徴税費 （目）税務総務費 税務総務管理経費 （収納課）	38	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：38 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
27	（款）総務費（項）徴税費 （目）税務総務費 税務総務管理経費 （資産税課）	11	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：11 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
28	（款）総務費（項）徴税費 （目）賦課徴収費 賦課徴収管理経費 （収納課）	8	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：8 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
29	（款）総務費（項）徴税費 （目）賦課徴収費 賦課徴収管理経費 （市民税課）	34	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							34
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
30	（款）総務費 （項）戸籍住民基本台帳費 （目）戸籍住民基本台帳費 職員給与費 （職員課）	16,409	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							16,409
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
31	（款）総務費 （項）戸籍住民基本台帳費 （目）戸籍住民基本台帳費 戸籍住民基本台帳管理経費 （市民課）	112	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							112
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
32	（款）総務費 （項）戸籍住民基本台帳費 （目）戸籍住民基本台帳費 個人番号カード等交付事務管理経費 （市民課）	245	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			245				
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
33	（款）総務費（項）選挙費 （目）選挙管理委員会費 職員給与費 （職員課）	1,684	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,684
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
34	（款）総務費（項）選挙費 （目）県議会議員及び県知事選挙費 職員給与費 （職員課）	108	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				108			
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
35	（款）総務費（項）選挙費 （目）市議会議員選挙費 職員給与費 （職員課）	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							20
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
36	（款）総務費（項）選挙費 （目）市長選挙費 職員給与費 （職員課）	616	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							616
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
37	（款）総務費（項）統計調査費 （目）統計調査総務費 職員給与費 （職員課）	532	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							532
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
38	（款）総務費（項）統計調査費 （目）統計調査費 職員給与費 （職員課）	22	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							22
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
39	（款）総務費（項）監査委員費 （目）監査委員費 職員給与費 （職員課）	2,154	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							2,154
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
40	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 職員給与費 （職員課）	21,698	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							21,698
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
41	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 国民健康保険事業特別会計繰出金 （保険年金課）	7,520	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							7,520
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、国民健康保険事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
42	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 介護保険事業特別会計繰出金 （介護保険課）	10,160	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							10,160
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、介護保険事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
43	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 地域福祉計画推進経費 （地域福祉課）	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							20
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
44	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 重層的支援体制整備事業費 （地域福祉課）	148	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							148
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
45	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 生活困窮者自立支援事業費 （地域福祉課）	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			11				9
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
46	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障がい者福祉費 障がい者福祉管理経費 （障がい福祉課）	35	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							35
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
47	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障がい者福祉費 医療費助成費 （障がい福祉課）	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							10
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
48	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障がい者福祉費 就労支援事業費 （障がい福祉課）	18	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							18
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
49	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障がい者福祉費 避難行動要支援者支援事業費 （障がい福祉課）	8	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							8
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
50	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障がい者福祉費 地域生活支援事業費 （障がい福祉課）	29	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			4	2			23
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
51	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障がい者福祉費 重層的支援体制整備事業費 （障がい福祉課）	16	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							16
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
52	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）老人福祉費 避難行動要支援者支援事業費 （高齢福祉課）	28	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							28
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
53	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）老人福祉費 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 （保険年金課）	2,561	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							2,561
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、後期高齢者医療事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
54	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）老人福祉費 後期高齢者保健事業費 （高齢福祉課）	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10	
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
55	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）老人福祉費 重層的支援体制整備事業費 （高齢福祉課）	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			3	1		3	2
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
56	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）国民年金事務費 国民年金事務費 （保険年金課）	27	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			27				
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明
57	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 職員給与費 （職員課）	47,871	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：47,871 人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
58	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 児童福祉総務管理経費 （こども政策課）	21	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：21 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
59	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 児童福祉総務管理経費 （保育課）	953	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：953 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
60	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 家庭児童相談事業費 （こども育成相談課）	91	国庫支出金：60　県支出金：15　地方債：　その他：　一般財源：16 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
61	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 小児医療費助成事業費 （こども政策課）	25	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：25 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
62	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 療育相談事業費 （こども育成相談課）	76	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：76 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
63	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童福祉総務費 重層的支援体制整備事業費 （保育課）	13	国庫支出金：8　県支出金：2　地方債：　その他：　一般財源：3 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
64	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）児童保育費 児童手当費 （こども政策課）	34	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							34
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
65	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）母子福祉費 ひとり親家庭等福祉管理経費 （こども政策課）	22	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			4				18
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
66	（款）民生費（項）生活保護費 （目）生活保護総務費 職員給与費 （職員課）	6,972	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							6,972
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
67	（款）民生費（項）生活保護費 （目）生活保護総務費 生活保護総務管理経費 （生活支援課）	11	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			9				2
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
68	（款）民生費（項）生活保護費 （目）生活保護総務費 生活保護扶助費（追加給付）事業費 （生活支援課）	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			20				
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
69	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）保健衛生総務費 職員給与費 （職員課）	31,761	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2,453	29,308
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
70	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）保健衛生総務費 がん検診事業費 （健康増進課）	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							10
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
71	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）保健衛生総務費 病院事業会計負担金 （財政課）	3,970					3,970
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を改定等、病院事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
72	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）保健衛生総務費 地域保健対策事業費 （地域保健課）	23				3	20
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
73	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費 予防接種事業費 （健康増進課）	17					17
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
74	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費 感染症発生動向調査事業費 （保健予防課）	16				2	14
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
75	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）予防費 風しん抗体検査事業費 （保健予防課）	7				1	6
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
76	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）母子衛生費 母子訪問指導事業費 （こども育成相談課）	17					17
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
77	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）母子衛生費 母子相談事業費 （こども育成相談課）	10					10
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
78	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）母子衛生費 重層的支援体制整備事業費 （こども育成相談課）	39					39
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
79	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）母子衛生費 妊婦のための支援給付事業費 （こども育成相談課）	30	14	7			9
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
80	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）環境衛生費 斎場施設管理運営経費 （小出支所）	8				2	6
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
81	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）環境衛生費 環境衛生監視指導事業費 （衛生課）	948					948
			墓地埋葬法第９条に基づく火葬等委託料について、不足が生じる見込みであることに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
82	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）環境衛生費 食品衛生監視指導事業費 （衛生課）	14				2	12
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
83	（款）衛生費（項）清掃費 （目）清掃総務費 職員給与費 （職員課）	30,535				1,033	29,502
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
84	（款）衛生費（項）清掃費 （目）じんかい処理費 環境事業センター管理経費 （環境事業センター）	187				1	186
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
85	（款）労働費（項）労働諸費 （目）労働諸費 職員給与費 （職員課）	891					891
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
86	（款）農林水産業費（項）農業費 （目）農業委員会費 農業委員会管理経費 （農業水産課）	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							9
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
87	（款）農林水産業費（項）農業費 （目）農業総務費 職員給与費 （職員課）	5,646	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							5,646
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
88	（款）農林水産業費（項）水産業費 （目）水産業振興費 職員給与費 （職員課）	890	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							890
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
89	（款）商工費（項）商工費 （目）商工振興費 職員給与費 （職員課）	4,826	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							4,826
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
90	（款）土木費（項）土木管理費 （目）土木総務費 職員給与費 （職員課）	14,007	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							14,007
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
91	（款）土木費（項）土木管理費 （目）建築指導費 建築指導経費 （建築指導課）	6	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							6
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明
92	（款）土木費（項）道路橋りょう費 （目）道路橋りょう総務費 職員給与費 （職員課）	5,989	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：5,989 人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
93	（款）土木費（項）道路橋りょう費 （目）道路橋りょう総務費 道路橋りょう総務管理経費 （道路管理課）	14	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：14 職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
94	（款）土木費（項）道路橋りょう費 （目）道路新設改良費 職員給与費 （職員課）	362	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：362 人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
95	（款）土木費（項）河川費 （目）河川総務費 職員給与費 （職員課）	5,084	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：5,084 人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
96	（款）土木費（項）河川費 （目）河川管理費 千ノ川整備事業費 （下水道河川建設課）	3,153	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：3,153　一般財源： 買収した用地の地中から産業廃棄物等が確認されたことを受け、掘削・運搬・処分を行うことに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
97	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 職員給与費 （職員課）	16,778	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：16,778 人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
98	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 公共下水道事業会計負担金 （下水道河川総務課）	3,367	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：3,367 人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額し、公共下水道事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
99	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 公共下水道事業会計出資金 （下水道河川総務課）	2,240					2,240
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額し、公共下水道事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、投資及び出資金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
100	（款）土木費（項）都市計画費 （目）街路事業費 職員給与費 （職員課）	683	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							683
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
101	（款）土木費（項）都市計画費 （目）街路事業費 新国道線街路事業費 （道路建設課）	23	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							23
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
102	（款）土木費（項）都市計画費 （目）公園費 公園緑地等管理運営経費 （公園緑地課）	78	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							78
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
103	（款）土木費（項）都市計画費 （目）公園費 氷室椿庭園管理運営経費 （公園緑地課）	19	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							19
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
104	（款）土木費（項）住宅費 （目）住宅管理費 職員給与費 （職員課）	1,126	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,126
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
105	（款）消防費（項）消防費 （目）常備消防費 職員給与費 （職員課）	123,311	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						23,552	99,759
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
106	（款）消防費（項）消防費 （目）常備消防費 救命活動推進事業費 （消防指導課）	7				1	6
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
107	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 職員給与費 （職員課）	28,003	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							28,003
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、特別職の期末手当の額の改定、不足が見込まれる経費を増額することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
108	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 事務局管理経費 （学務課）	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							9
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
109	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 学校教育指導関係経費 （学校教育指導課）	69	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							69
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
110	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 教育情報ネットワーク事業費 （学校教育指導課）	46,529	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							46,529
			校務環境フルクラウド化により、校務系及び学習系ネットワークのアクセスポイント管理ライセンスを更新することに伴い、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
111	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 教育研究研修管理経費 （教育センター）	19	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							19
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
112	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 図書刊行事業費 （教育センター）	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							9
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
113	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 初任者研修等関係経費 （教育センター）	33					33
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
114	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 青少年教育相談事業費 （教育センター）	39					39
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
115	（款）教育費（項）教育総務費 （目）事務局費 特別支援教育相談事業費 （学校教育指導課）	55					55
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
116	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 職員給与費 （職員課）	5,501					5,501
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
117	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 一般管理経費 （教育総務課）	817					817
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
118	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 施設設備補修費 （教育総務課）	4,867					4,867
			小学校の体育器具及び遊具について、点検により当初の想定を上回る修繕を実施することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
119	（款）教育費（項）中学校費 （目）学校管理費 職員給与費 （職員課）	4,554					4,554
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
120	（款）教育費（項）中学校費 （目）学校管理費 一般管理経費 （教育総務課）	148					148
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
121	（款）教育費（項）学校給食費 （目）学校給食管理費 職員給与費 （職員課）	16,348					16,348
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
122	（款）教育費（項）社会教育費 （目）社会教育総務費 職員給与費 （職員課）	16,893					16,893
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
123	（款）教育費（項）社会教育費 （目）文化財保護費 文化財保護管理経費 （社会教育課）	15					15
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
124	（款）教育費（項）社会教育費 （目）文化財保護費 埋蔵文化財事業費 （社会教育課）	127					127
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
125	（款）教育費（項）社会教育費 （目）文化財保護費 民俗資料館管理運営経費 （博物館）	15					15
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
126	（款）教育費（項）社会教育費 （目）博物館費 博物館管理運営経費 （博物館）	559					559
			職員の期末手当及び勤勉手当の額改定を受け、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するほか、収蔵庫の空調設備を修繕することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第6号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
127	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 業務管理経費 （小和田公民館）	40					40
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
128	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 業務管理経費 （鶴嶺公民館）	41	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							41
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
129	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 業務管理経費 （松林公民館）	42	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							42
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
130	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 業務管理経費 （南湖公民館）	41	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							41
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
131	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 業務管理経費 （香川公民館）	41	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							41
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
132	（款）教育費（項）社会教育費 （目）青少年施設費 青少年会館管理経費 （青少年会館）	41	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							41
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
133	（款）教育費（項）社会教育費 （目）図書館費 奉仕活動経費 （図書館）	129	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							129
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

議案第１２０号

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第7号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
1	（款）総務費（項）総務管理費 （目）財政管理費 財政調整基金積立金 （財政課）	422,963	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							422,963
			令和８年度普通交付税のうち、臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための財源として措置された額を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
2	（款）総務費（項）総務管理費 （目）企画費 行政改革推進経費 （行政改革推進課）	1,276	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,276
			組織改正による庁舎内サイン改修を実施することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
3	（款）総務費（項）総務管理費 （目）地域活動推進費 市民活動推進経費 （市民自治推進課）	955	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						333	622
			市民活動推進基金に寄附金等を積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
4	（款）総務費（項）総務管理費 （目）防災対策費 防災行政用無線整備事業費 （防災対策課）	3,660	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3,660
			民有地に設置している防災行政用無線子局について、当該土地賃貸借契約書の解除条項に基づき、土地所有者の意向を踏まえ撤去することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
5	（款）総務費（項）徴税費 （目）賦課徴収費 過年度市税還付金及び還付加算金 （収納課）	29,813	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							29,813
			市税の還付について、税額更正等の申告により過年度市税還付金等に不足が見込まれるため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
6	（款）総務費（項）選挙費 （目）衆議院議員総選挙費 衆議院議員総選挙費委託金返還金 （選挙管理委員会事務局）	5,176	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							5,176
			令和８年２月８日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する執行経費に係る委託金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
7	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）社会福祉総務費 介護保険事業特別会計繰出金 （介護保険課）	11,497	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							11,497
			令和９年度制度改正に対応するための介護保険事務処理システム改修のほか、要介護・要支援認定調査委託件数の増加等により、委託料に不足が見込まれ、介護保険事業特別会計において委託料を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第7号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
8	（款）民生費（項）社会福祉費 （目）障がい者福祉費 障がい者福祉管理経費 （障がい福祉課）	17,440	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			8,720				8,720
			制度改正による障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
9	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）母子福祉費 ひとり親家庭等日常生活支援事業費 （こども政策課）	735	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				550			185
			保育等のサービスが必要となったひとり親家庭等へ家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業について、利用者宅への派遣数が当初の想定を上回ったことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
10	（款）民生費（項）児童福祉費 （目）母子福祉費 母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金事業費 （こども政策課）	1,035	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			775				260
			職業能力向上のための教育訓練講座受講費用の一部を支援する母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金について、当初の見込みを上回る申請があったことに伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
11	（款）衛生費（項）保健衛生費 （目）環境衛生費 斎場施設管理運営経費 （小出支所）	4,241	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						951	3,290
			エネルギー価格の高騰により、白灯油代及び電気料に不足が見込まれることに伴い、燃料費、光熱水費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
12	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 都市防災推進事業費 （都市政策課）	714	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				357			357
			地震発生時の延焼火災を抑制するための感震ブレーカー設置補助金について、マンション単位でのまとまった申請により、予算の不足が見込まれるほか、国の地震対策の見直しに関する報道等を受け、さらに申請件数の増加が見込まれることに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
13	（款）土木費（項）都市計画費 （目）都市計画総務費 住環境整備事業費 （都市政策課）	557	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						500	57
			所有者不明土地建物管理制度の申し立てに係る予納金を地方裁判所に支払うほか、登記に係る登録免許税を支払うことに伴い、手数料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
14	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 一般管理経費 （教育総務課）	2,671	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							2,671
			小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、不足する児童用の机・椅子等を購入することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第7号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明
15	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 施設管理経費 （教育施設課） （繰越明許費）	12,749	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：12,749 香川小学校、小和田小学校、今宿小学校プール跡地の利活用を図るため、プール敷地の測量を実施することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
16	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 施設設備補修費 （教育施設課）	13,535	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：13,535 小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、普通学級の教室を補修することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
17	（款）教育費（項）小学校費 （目）学校管理費 学校管理用備品整備事業費 （教育総務課）	5,259	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：5,259 小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、不足する児童用のロッカー等を購入することに伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
18	（款）教育費（項）小学校費 （目）教育振興費 義務教育教材購入費 （教育総務課）	381	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：381 小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、不足するオルガンを購入することに伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
19	（款）教育費（項）小学校費 （目）教育振興費 情報機器配備運営経費 （学校教育指導課）	2,323	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：2,323 ＧＩＧＡスクール構想の推進のため、小学校における児童数の増加に応じて、タブレット用充電保管庫及び大型モニター等の購入に伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
20	（款）教育費（項）中学校費 （目）学校管理費 一般管理経費 （教育総務課）	7,142	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：7,142 中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、不足する生徒用の机・椅子等を購入することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）
21	（款）教育費（項）中学校費 （目）学校管理費 施設管理経費 （教育施設課）	440	国庫支出金：　県支出金：　地方債：　その他：　一般財源：440 中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、特別支援学級の教室に間仕切りを設置することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計（令和8年度　補正第7号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
22	（款）教育費（項）中学校費 （目）学校管理費 施設設備補修費 （教育施設課）	15,475	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							15,475
			中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、普通学級の教室を補修することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
23	（款）教育費（項）中学校費 （目）学校管理費 学校管理用備品整備事業費 （教育総務課）	2,403	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							2,403
			中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、不足する生徒用のロッカー等を購入することに伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
24	（款）教育費（項）中学校費 （目）教育振興費 情報機器配備運営経費 （学校教育指導課）	3,345	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3,345
			ＧＩＧＡスクール構想の推進のため、中学校における生徒数の増加に応じて、タブレット用充電保管庫及び大型モニター等の購入に伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
25	（款）教育費（項）学校給食費 （目）学校給食管理費 小学校給食管理運営費 （学務課）	1,764	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,764
			小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、不足する食器類等や配膳車を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
26	（款）教育費（項）学校給食費 （目）学校給食管理費 中学校給食管理運営費 （学務課）	3,784	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3,784
			中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、配膳台及び折りたたみワゴン等を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
27	（款）教育費（項）社会教育費 （目）公民館費 施設維持管理経費 （鶴嶺公民館） （繰越明許費）	33,044	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					29,700		3,344
			鶴嶺公民館の屋上シート防水に亀裂が発生したため、屋上防水工事を実施することに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

議案第１２１号

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計（令和8年度　補正第2号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
1	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 職員給与費 （職員課）	7,384	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						7,384	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
2	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 一般管理経費 （保険年金課）	103	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						103	
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
3	（款）総務費（項）徴収費 （目）賦課徴収費 賦課徴収事務費 （保険年金課）	33	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						33	
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

議案第１２２号

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

後期高齢者医療事業特別会計（令和8年度　補正第2号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

<table>
<tr><th rowspan="2">項番</th><th>（ 款 項 目 ）
事 業 名
（ 主 管 課 ）</th><th rowspan="2">補 正 額</th><th colspan="5">説 明</th></tr>
<tr><td></td><td>国庫支出金</td><td>県支出金</td><td>地方債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>（款）総務費（項）総務管理費
（目）一般管理費
職員給与費
（職員課）</td><td>2,544</td><td></td><td></td><td></td><td>2,544</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。

*決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>（款）総務費（項）総務管理費
（目）一般管理費
一般管理経費
（保険年金課）</td><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td>17</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額するもの。

*決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）</td></tr>
</table>

議案第１２３号

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計（令和8年度　補正第2号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
1	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 職員給与費 （職員課）	10,001	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10,001	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
2	（款）総務費（項）介護認定審査費 （目）介護認定審査会費 介護認定審査会費 （介護保険課）	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10	
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
3	（款）総務費（項）介護認定審査費 （目）認定調査費 認定調査費 （介護保険課）	108	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						108	
			職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
4	（款）地域支援事業費 （項）包括的支援事業・任意事業費 （目）包括的支援事業費 在宅医療介護連携推進事業費 （職員課）	251	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			81	40		81	49
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				
5	（款）諸支出金（項）繰出金 （目）一般会計繰出金 一般会計繰出金 （高齢福祉課）	3	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、一般会計において、会計年度任用職員期末勤勉手当を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

議案第１２４号

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計（令和8年度　補正第3号）

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
1	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費	8,300	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			4,150			4,150	
	介護保険事務処理システム改修事業費 （介護保険課）		令和９年度制度改正に対応するための介護保険事務処理システム改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				
2	（款）総務費（項）介護認定審査費 （目）認定調査費	7,347	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						7,347	
	認定調査費 （介護保険課）		要介護・要支援認定調査委託件数の増加等により、委託料に不足が見込まれることに伴い、委託料を増額するもの。 **＊決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）**				

議案第１２５号

令和8年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

公共用地先行取得事業特別会計（令和8年度　補正第1号）
（ 歳 出 ）

（単位：千円）

項番	（款項目） 事業名 （主管課）	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					1,159,400	421	
1	（款）総務費（項）総務管理費 （目）一般管理費 用地先行取得事業費 （資産経営課）	1,159,821	みどりの保全事業用地を先行取得することに伴い、消耗品費、手数料、公有財産購入費を増額するもの。 *決定過程　理事者調整（令和8年11月4日）				

議案第１２８号

茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

犯罪被害者等が周囲の言動等による二次被害を受けることがないようその発生の防止に関し、基本理念を明確にするとともに、市民及び事業者の責務を定める等のため提案する。

２　根拠法規

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１４条第１項

３　条例の概要

(1) この条例における市民、事業者及び二次被害の意義を定めることとした。（第２条関係）

(2) 犯罪被害者等の支援は、二次被害の発生の防止に配慮して行われなければならないこととすることとした。（第３条関係）

(3) 市民は、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとすることとした。（第５条関係）

(4) 事業者は、犯罪被害者等の置かれている状況及び抱えている問題等についての理解を深め、事業活動に当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとすること等とした。（第６条関係）

(5) 市は、市内に居住しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合は、その者が居住する地方公共団体と連携し、及び協力して相談への対応、情報の提供その他の支援を行うこととすることとした。（第１１条関係）

(6) 市は、二次被害の発生の防止の重要性に関し、市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第１２条関係）

(7) 所要の規定を整備することとした。（第７条から第１０条まで、第１３条から第１６条まで関係）

(8) この条例は、令和９年４月１日から施行することとした。

茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 略 (3) 市民　市内に居住し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、市内の学校に在学し、又は市内において活動を行う者をいう。 (4) 事業者　市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (5) 二次被害　犯罪等により直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穏の侵害その他の被害をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 略
（基本理念） 第３条　略 ２　犯罪被害者等の支援は、二次被害の発生の防止に配慮して行われなければならない。 ３　略	（基本理念） 第３条　略 ２　略
（市民の責務） 第５条　市民は、犯罪被害者等の置かれている状況及び抱えている問題等についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする。	（市民の責務） 第５条　市民は、犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする。
（事業者の責務） 第６条　事業者は、犯罪被害者等の置かれている状況及び抱えている問題等についての理解を深め、事業活動に当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。 ２　事業者は、その雇用する者が犯罪被害者等となった場合は、その者の勤務について十分配慮するよう努めるものとする。	

（相談及び情報の提供等） 第７条　略 （見舞金の支給） 第８条　略 （住居確保の支援） 第９条　略 （日常生活の支援） 第１０条　略 （市内に居住しない犯罪被害者等への支援） 第１１条　市は、市内に居住しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合は、その者が居住する地方公共団体と連携し、及び協力して第７条第１項に規定する支援を行うものとする。 （市民への啓発活動等） 第１２条　市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないようにするため、犯罪被害者等の置かれている状況及び抱えている問題等並びに二次被害の発生の防止の重要性について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。 （犯罪被害者の支援に取り組む者に対する研修等） 第１３条　略 （民間支援団体等に対する情報提供） 第１４条　略 （意見の聴取） 第１５条　略 （委任） 第１６条　略	（相談及び情報の提供等） 第６条　略 （見舞金の支給） 第７条　略 （住居確保の支援） 第８条　略 （日常生活の支援） 第９条　略 （市民への啓発活動等） 第１０条　市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないようにするため、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。 （犯罪被害者の支援に取り組む者に対する研修等） 第１１条　略 （民間支援団体等に対する情報提供） 第１２条　略 （意見の聴取） 第１３条　略 （委任） 第１４条　略

茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条　普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

②　普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③　普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○犯罪被害者等基本法

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

議案第１２９号

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、放課後児童支援員の基礎資格等に係る基準を緩和するため提案する。

２　根拠法規

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の８の２第１項

３　条例の概要

(1) 放課後児童支援員の基礎資格等に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者及び大学を卒業した者等であって１年以上児童福祉事業に従事したものを加えることとした。（第１１条関係）

(2) この条例は、令和９年４月１日から施行することとした。

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（職員） 第１１条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 (4) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第１１号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの (5) 次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院	（職員） 第１１条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号　において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者 (6)　略 (7)　略 (8)　略 (9)　略 (10)　略 (11)　略 (12)　略 4　略 5　略	(4)　略 (5)　略 (6)　略 (7)　略 (8)　略 (9)　略 (10)　略 4　略 5　略

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○児童福祉法

第三十四条の八の二　市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

②　市町村が前項の条例を定めるに当たつては、内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

③　放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○学校教育法

第百二条　大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

②　前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）を、当該大学院に入学させることができる。

○児童福祉法施行規則

第五条の二の八　法第十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるもの（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）は、次に掲げる者であつて、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。以下同じ。）についての審査・証明（以下「審査等」という。）を行う事業（以下「審査・証明事業」という。）を実施する者（第五条の二の十二第一項に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する者に限る。以下「認定法人」という。）が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、かつ、登録の申請により認定法人が備える登録簿に登録を受けたものとする。

一　社会福祉士又は精神保健福祉士として、第五条の三第一項に規定する指定施設（次号及び第三号において「指定施設」という。）において二年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した者

二　社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において二年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（前号に掲げる者を除く。）

三　指定施設において四年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者

四　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

②　こども家庭庁長官は、認定法人が審査・証明事業の業務を行わない場合又は認定法人がない場合に限り、審査・証明事業の業務を行うことができる。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設の設備及び運営に

関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第９０号）第２条の規定による改正後のもの）

（職員）

第十条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一　保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二　社会福祉士の資格を有する者

二の二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八第一項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

三の二　次のいずれかに該当する者であって、一年以上児童福祉事業に従事したもの

イ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

ニ　外国の大学を卒業した者

四　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者

五　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

六　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九　高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者

であって、市町村長が適当と認めたもの

十　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

4　第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

○内閣府令第九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（職員） **第三十八条**　［略］ ２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～三　略］ 三の二　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 四　［略］ 四の二　次のいずれかに該当する者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したものの イ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 ニ　外国の大学を卒業した者 ［五・六　略］	（職員） **第三十八条**　［同上］ ２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］ ［号を加える。］ ［五・六　同上］
備考　表中の「　」の記載は注記である。	

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（職員） **第十条**　［略］ ２　［略］	（職員） **第十条**　［同上］ ２　［同上］

改正後	改正前
３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 ［一・二　略］ 二の二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八第一項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 三　［略］ 三の二　次のいずれかに該当する者であって、一年以上児童福祉事業に従事したものの イ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 ニ　外国の大学を卒業した者 ［四～十　略］	３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 三　［同上］ ［号を加える。］ ［四～十　同上］
備考　表中の「　」の記載は注記である。	［4・5　同上］
［4・5　略］	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は公布の日から施行する。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第一項第二号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。

第三十三条第三項中「除く」の下に「。第九十八条において同じ」を加える。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。

議案第１３０号

茅ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

下水道法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

２　根拠法規

下水道法（昭和３３年法律第７９号）第７条第３項

３　条例の概要

(1) 引用条項を改めることとした。（第７条関係）

(2) この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行することとした。

茅ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　法第７条第３項の規定により定める公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) ～　略 (10)	（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　法第７条第２項の規定により定める公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) ～　略 (10)

茅ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例参照条文

○下水道法（下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の規定による改正前のもの）

（構造の基準）

第七条　公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

２　前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（道路法の一部改正）

第二条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（占用物件等維持修繕協定の締結）

第二十条の三　道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占用者（第三十二条第三項に規定する道路占用者をいう。以下この節において同じ。）との連携により道路及び占用物件（第三十九条の八に規定する占用物件をいう。第一号において同じ。）の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占用者との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「占用物件等維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一　占用物件等維持修繕協定の目的となる道路及び占用物件（次号及び第三号において「協定占用物件等」という。）

二　協定占用物件等の維持又は修繕の内容

三　前号の協定占用物件等の維持又は修繕に要する費用の負担の方法

四　占用物件等維持修繕協定の有効期間

五　占用物件等維持修繕協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

第二十八条の二第一項中「その他」を「、公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。次条において同じ。）その他の道路の路面下に工作物、物件又は施設を設ける道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議その他」に改め、「必要な協議」の下に「及び連絡調整」を加え、同条第二項第二号中「者」を「道路占用者その他の者」に改める。

第三章第一節に次の一条を加える。

（公共下水道管理者等が行う点検への協力）

第二十八条の三　道路管理者は、下水道法第四条第六項及び第五条第二項又は同法第二十五条の二十三第七項及び第二十五条の二十四第二項の規定により同法第四条第一項又は第二十五条の二十三第一項の事業計画に道路管理者の協力が必要な事項が記載されたときは、当該事業計画に基づき公共下水道管理者又は同項に規定する流域下水道管理者が行う点検に協力するものとする。

第三十二条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

八　工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管、ガス管その他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の維持管理に関する事項

第三十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道路占用者は、道路の占用に関する工事（道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

第三十三条第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十六条第一項中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削る。

第三十九条の四第一項第二号及び第四十八条の二十五第一項第二号中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十二条中「は、」の下に「第二十条の三の規定により締結されている占用物件等維持修繕協定の内容に従つて費用を負担する場合及び」を加える。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に改め、同条第五項中「第三十二条第四項」を「第三十二条第五項」に改める。

第九条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　道路法第二十条の三の規定により占用物件等維持修繕協定を締結すること。

第九条第一項第七号の二中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加え、同項に次の一号を加える。

十五　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により協議すること。

第九条第十一項中「同項第三号」の下に「、第五号の二」を加え、「又は第十三号」を「、第十三号又は第十五号」に改める。

第十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　道路法第二十条の三の規定により占用物件等維持修繕協定を締結すること。

第十七条第一項第七号の二中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加え、同項第九号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十　下水道法第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により協議すること。

第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中下水道法第十四条の次に一条を加える改正規定及び同法第十六条の改正規定並びに次条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の下水道法第十六条の規定の適用については、同条中「前三条、第三十一条の五及び道路法第二十条の三」とあるのは、「前三条」とする。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第二条の規定による改正前の道路法第三十二条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりされた許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号中「損傷負担金」を「損傷等負担金」に改める。

第七条第一項中「観点から政令で定める技術上の基準に適合する」を「ことができるものであつて、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考慮した」に改め、同条第二項中「構造」を「構造の技術上の基準」に、「参酌して」を「参酌して、」に改め、「技術上の基準に適合するものでなければならない」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公共下水道の構造について公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から必要とされる技術上の基準は、政令で定める。

第七条の三第三項中「点検及び」を「公共下水道の施設の点検及び安全性の評価並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（計画的な改築等）

第七条の四　公共下水道管理者は、長期的な観点から、排水区域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況に鑑み、公共下水道の計画的な改築に努めなければならない。

2　公共下水道管理者は、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道の改築に要する費用を含む公共下水道の管理に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第九条第一項中「、あらかじめ」を削り、「を変更しよう」を「の変更（次条第一項の規定による当該区域の全部又は一部の廃止を伴う変更を除く。）をしよう」に改め、同条第二項中「と読み替える」を「と、「次条第一項」とあるのは「次条第五項において準用する同条第一項」と読み替える」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（排水区域等の廃止）

第九条の二　公共下水道管理者は、排水区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域の全部又は一部の下水を排除する必要がなくなつたと認める場合には、当該排水区域の全部又は一部を廃止することができる。

2　公共下水道管理者は、排水区域の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を、第四項の公示の日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

3　公共下水道管理者は、前項の規定による公示をしようとするときは、当該公示に係る区域内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならない。ただし、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除に代わる措置として国土交通省令で定めるものを講ずる場合は、この限りでない。

4　公共下水道管理者は、第一項の規定により排水区域の全部又は一部を廃止したときは、廃止した区域その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

5　前各項の規定は、処理区域の全部又は一部を廃止する場合に準用する。この場合において、第一項中「排除する」とあるのは「処理する」と、前三項中「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と、第三項ただし書中「排除」とあるのは「処理」と読み替えるものとする。

第十条第一項第三号中「（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）」を削り、同条第二項中「前項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。

4　排水区域のうち前条第二項の規定により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、第一項の規定にかかわらず、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができる。

第十一条の三第一項中「処理区域内」を「処理区域（第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）内」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（都道府県による復旧工事の代行）

第十四条の二　第二十五条の二十二第一項の規定により流域下水道を管理する都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道（当該流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）について復旧に関する工事を当該市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第三条の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

2　前項の都道府県は、同項の規定により公共下水道の復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3　第一項の規定により都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行う場合には、第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

4　第一項の規定により都道府県が施行する公共下水道の復旧に関する工事については、当該都道府県の費用をもつてこれを施行する。この場合において、国は同項の市町村が自ら当該公共下水道の復旧に関する工事を施行することとした場合に国が当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

5　第二項の規定により公共下水道管理者に代わつてその権限を行う都道府県は、第五章の規定の適用については、公共下水道管理者とみなす。

第十六条中「前二条」を「前三条、第三十一条の五及び道路法第二十条の三」に改める。

第十八条の見出しを「（損傷等負担金）」に改め、同条中「損傷した行為」の下に「又はその機能を著しく妨げた行為」を、「工事」の下に「又は維持」を加える。

第二十条第二項第二号中「をこえない」を「に、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものを超えない」に改め、同項第四号中「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号の原則によつて使用料を定めるに当たつて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（施設の工事及び維持管理の状況の公表）

第二十三条の二　公共下水道管理者は、公共下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報であつて国土交通省令で定める事項について、国土交通省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第二十五条中「基く」を「基づく」に改め、「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

第二十五条の二十二中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

第二十五条の二十三中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　流域下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、道路法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

第二十五条の二十四第一項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の流域下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。

下水道法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十五号

下水道法等の一部を改正する法律

（下水道法の一部改正）

第一条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の三」に、「第二条の二」を「第二条の四」に、「第四章　雑則（第三十一条の二―第四十三条）」を「第四章　雑則（第三十一条の二―第四十三条）　第三章の二　下水道管理者の間の連携等（第三十一条の二―第三十一条の六―第四十三条）」に改める。

第一条の見出し中「この法律の」を削り、同条中「設置」の下に「、改築、修繕、維持」を、「整備を」の下に「図るとともに、下水道の基盤の強化を」を加える。

第二条第七号中「公示された区域」の下に「（第九条の二第四項の規定により公示された区域を除く。）」を加え、同条第八号中「公示された区域」の下に「（第九条の二第五項において準用する同条第四項の規定により公示された区域を除く。）」を加える。

第二条の二第五項中「管理」の下に「（次章第二節を除き、以下単に「管理」という。）」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「生じる」を「生ずる」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　流域別下水道整備総合計画は、基本方針に即するものでなければならない。

第一章の二中第二条の二を第二条の四とする。

第一章に次の二条を加える。

（基本方針）

第二条の二　国土交通大臣は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（第二条の四第二項第一号を除き、以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　下水道の整備に関する基本的事項

二　下水道の基盤の強化に関する基本的事項

三　下水道の維持及び修繕並びに計画的な改築に関する事項

四　下水道の管理に必要な人材の確保及び育成に関する事項

五　下水道管理者（第四条第一項に規定する公共下水道管理者、第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。以下同じ。）の間における次に掲げる取組（以下「下水道管理者の間の連携等」という。）の推進に関する事項

イ　市町村の区域を超えた広域的な連携

ロ　二以上の公共下水道、流域下水道又は都市下水路の一体的な管理

六　下水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項

七　その他下水道の整備及び基盤の強化に関する重要事項

3　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（責務）

第二条の三　国は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを推進するとともに、都道府県及び下水道管理者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3　下水道管理者は、下水道を適正に管理するとともに、その下水道の基盤の強化に努めなければならない。

第三条第一項中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削り、同条第二項中「設置、改築、修繕、維持その他の」及び「あらかじめ」を削り、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、都道府県は、第三十一条の二第三項の規定により当該都道府県の定める同条第一項に規定する広域連携推進計画に当該都道府県による公共下水道の管理（設置を除く。以下この項において同じ。）に関する事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができる。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　公共下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、同法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

第五条第一項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路（道路法による道路をいう。以下同じ。）の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の公共下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。

第六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基本方針に即したものであること。

議案第１３１号

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

飲食店等における火気器具等の周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に付着している油脂等への着火による火災が発生していることに鑑み、それらの管理に係る基準を定めるため提案する。

２　根拠法規

消防法（昭和２３年法律第１８６号）第９条

３　条例の概要

(1) 調理に用いる火気器具等の周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならないこととした。（第２７条から第３０条まで関係）

(2) この条例は、令和９年４月１日から施行することとした。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第２７条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。 ア　別表第１の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離 イ　対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離 (2)　可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。 (3)　地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。 (4)　地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。 (5)　不燃性の床上又は台上で使用すること。 (6)　故障し、又は破損したものを使用しないこと。 (7)　本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。 (8)　本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。 (9)　器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。 (10)　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。 (11)　燃料漏れがないことを確認してから点火すること。 (12)　使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。 (13)　漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。	（液体燃料を使用する器具） 第２７条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。 ア　別表第１の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離 イ　対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離 (2)　可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。 (3)　地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。 (4)　地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。 (5)　不燃性の床上又は台上で使用すること。 (6)　故障し、又は破損したものを使用しないこと。 (7)　本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。 (8)　本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。 (9)　器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。 (10)　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。 (11)　燃料漏れがないことを確認してから点火すること。 (12)　使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。 (13)　漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

(14)　必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。	(14)　必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。
2　略	2　略
3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	
（固体燃料を使用する器具）	（固体燃料を使用する器具）
第２８条　固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。	第２８条　固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。	(1)　火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
(2)　置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。	(2)　置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。
2　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第１項第１号から第１０号までの規定を準用する。	2　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第１項第１号から第１０号までの規定を準用する。
3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	
（気体燃料を使用する器具）	（気体燃料を使用する器具）
第２９条　気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。	第２９条　気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。
2　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第２７条第１項第１号から第１１号までの規定を準用する。	2　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第２７条第１項第１号から第１１号までの規定を準用する。
3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。	
（電気を熱源とする器具）	（電気を熱源とする器具）
第３０条　電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。	第３０条　電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　通電した状態でみだりに放置しないこと。	(1)　通電した状態でみだりに放置しないこと。
(2)　安全装置は、みだりに取り外し、又はその	(2)　安全装置は、みだりに取り外し、又はその

器具に不適合なものと取り替えないこと。	器具に不適合なものと取り替えないこと。
2　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第２７条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第１０号の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第２号及び第５号から第７号までの規定に限る。）を準用する。	2　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第２７条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第１０号の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第２号及び第５号から第７号までの規定に限る。）を準用する。
3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。	

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例参照条文

○消防法

第九条　かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

○消防法施行令

（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）

第五条の二　火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。

一　対象火気器具等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物等及び可燃物との間に、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保つこと。

二　対象火気器具等は、振動又は衝撃により、容易に可燃物が落下し、又は接触するおそれがなく、かつ、可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。

三　対象火気器具等は、振動又は衝撃により、容易に転倒し、又は落下するおそれのない状態で使用すること。

四　対象火気器具等を屋内で使用する場合にあつては、総務省令で定める不燃性の床、台等の上で使用すること。

五　対象火気器具等については、その周囲の整理及び清掃に努める等適切な管理を行うこと。

六　対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

2　前項に規定するもののほか、対象火気器具等の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準については、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定める。

3　火を使用する器具以外の対象火気器具等であつて、その機能、構造等により第一項に定める条例制定基準によることが適当でないと認められるものについては、当該条例制定基準に関して、当該対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で特例を定めることができる。

○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

（対象火気器具等の種類）

第十八条　令第五条の二第一項の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる器具とする。

一　気体燃料を使用する器具

二　液体燃料を使用する器具

三　固体燃料を使用する器具

四　電気を熱源とする器具

議案第１３２号

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正により要指導医薬品等との代替性が特に高い薬剤の処方又は調剤について特別の費用を徴収することとなったことに伴い、その費用の徴収に関し必要な事項を定めるとともに、普通診断書等の交付に係る手数料の額について、近隣の公立病院における額に鑑み引き上げるため提案する。

２　根拠法規

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２８条第１項

３　条例の概要

(1) 要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤を受ける者から、一部保険外療養における特別の費用として、これらの医薬品の薬価に４分の１を乗じて得た額に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額を徴収することとした。（別表第２関係）

(2) 普通診断書の交付に係る手数料の額を１通につき２，５００円に、普通証明書の交付に係る手数料の額を１通につき２，０００円にそれぞれ引き上げることとした。（別表第３関係）

(3) この条例は、令和９年３月１日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（使用料及び手数料）
第６条　病院を利用する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。
２　使用料は、別表第２の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とし、手数料は、別表第３の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とする。
３　前項の使用料（駐車場の提供に係る使用料を除く。）及び手数料のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項の規定により消費税を課されないこととなるものについては、当該算定した額をもって使用料又は手数料の額とし、同法第４条第１項の規定により消費税を課されることとなるものについては、当該算定した額に、同法第２９条の税率と当該税率に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３の税率を乗じて得た率を合計した率に１を加えた率を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって使用料又は手数料の額とする。
４　略
別表第２（第６条関係）
<table><tr><th>種別</th><th>金額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>非紹介患者の初診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成１８年厚生労働省告示第４９５号）第２条第４号に規定する初診をいう。）</td><td>７，０００円（歯科医師による初診の場合は５，０００円）</td></tr><tr><td>特別外来の再診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第２条第５号に</td><td>３，０００円（歯科医師による再診の場合は１，９００円）</td></tr></table></td><td>（使用料及び手数料）
第６条　病院を利用する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。
２　使用料は、別表第２の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とし、手数料は、別表第３の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とする。
３　前項の使用料（駐車場の提供に係る使用料を除く。）及び手数料のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項の規定により消費税を課されないこととなるものについては、当該算定した額をもって使用料又は手数料の額とし、同法第４条第１項の規定により消費税を課されることとなるものについては、当該算定した額に、同法第２９条の税率と当該税率に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３の税率を乗じて得た率を合計した率に１を加えた率を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって使用料又は手数料の額とする。
４　略
別表第２（第６条関係）
<table><tr><th>種別</th><th>金額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>非紹介患者の初診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成１８年厚生労働省告示第４９５号）第２条第４号に規定する初診をいう。）</td><td>７，０００円（歯科医師による初診の場合は５，０００円）</td></tr><tr><td>特別外来の再診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第２条第５号に</td><td>３，０００円（歯科医師による再診の場合は１，９００円）</td></tr></table></td></tr>
</table>

規定する再診をいう。）		規定する再診をいう。）	
入院期間が１８０日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第２条第７号に規定する入院及び看護をいう。）	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）第８号に規定する通算対象入院料の点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に１００分の１５を乗じて得た額を基準として病院事業管理者が定める額	入院期間が１８０日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第２条第７号に規定する入院及び看護をいう。）	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）第８号に規定する通算対象入院料の点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に１００分の１５を乗じて得た額を基準として病院事業管理者が定める額
先発医薬品（後発医薬品（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第２条第１５号に規定する後発医薬品をいう。以下この項において同じ。）のある新医薬品等（同号に規定する新医薬品等であって別に厚生労働大臣が定めるものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）の処方等又は調剤	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に２分の１を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が１０円未満である場合にあっては１０円とし、その額が１０円以上である場合であって、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）	先発医薬品（後発医薬品（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第２条第１５号に規定する後発医薬品をいう。以下この項において同じ。）のある新医薬品等（同号に規定する新医薬品等であって別に厚生労働大臣が定めるものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）の処方等（同号に規定する処方等をいう。）	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に２分の１を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に１０円を乗じて得た額
要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第４条第５項第３号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第４	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等第９号の５に定める医薬品の薬価に４分の１を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が１０円未満であ		

号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤であって保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等第９号の５に定めるものの処方又は調剤	る場合にあっては１０円とし、その額が１０円以上である場合であって、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）
略	略

別表第３（第６条関係）

種別		金額
診断書の交付	普通診断書	１通につき２，５００円
	略	略
	略	略
証明書の交付	普通証明書	１通につき２，０００円
	略	略

略	略

別表第３（第６条関係）

種別		金額
診断書の交付	普通診断書	１通につき１，５００円
	略	略
	略	略
証明書の交付	普通証明書	１通につき１，０００円
	略	略

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

（手数料）

第二百二十七条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2　分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3　詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○健康保険法（健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第３１号）の規定による改正後のもの）

（療養の給付）

第六十三条　被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一　食事の提供である療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二　次に掲げる療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供である療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三　厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養（次号の患者申出療養を除く。）として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四　高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「患者申出療養」という。）

五　被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

六　要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品

（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）

3　第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

一　厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

二　特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの

三　健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

4　第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

5　厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6　厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

7　厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

8　厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。（保険外併用療養費）

（保険外併用療養費）

第八十六条　被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2　評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二　当該食事療養につき第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三　当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額

）から生活療養標準負担額を控除した額

3　一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額）とする。

一　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ　医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

二　前号に掲げる額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

4　厚生労働大臣は、第二項第一号又は前項第一号イ若しくはロの定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

5　第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

6　第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第五項の場合において第二項又は第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（家族療養費）

第百十条　被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2　家族療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。以下この号において同じ。）（保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあっては、当該費用の額から第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ　被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であって七十歳に達する日の属する月以前である場合　百分の七十

ロ　被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合　百分の八十

ハ　被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合　百分の八十

ニ　第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合　百分の七十

二　当該食事療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三　当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

3　前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養を除く。）を受ける場合にあっては第七十六条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。）にあっては第八十六条第二項第一号の費用の額の算定、保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあっては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条の二第二項の費用の額の算定の例による。

4　被扶養者が第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けたときは、保険者は、その被扶養者が当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し家族療養費の支給があったものとみなす。

6　被扶養者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合において、保険者がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、被保険者に対し家族療養費の支給があったものとみなす。

7　第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項、第八十五条第八項、第八十七条及び第九十八条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

8　第七十五条の規定は、第四項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

（開設の許可）

第四条　薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第四項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）の許可を受けなければ、開設してはならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　その薬局の名称及び所在地

三　その薬局の構造設備の概要

四　その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要

五　法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

六　次条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　その薬局の平面図

二　第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる場合にあつては、その薬局の管理者の氏名及び住所を記載した書類

三　第一項の許可を受けようとする者及び前号の薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の氏名及

び住所を記載した書類

四　その薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては、次のイ及びロに掲げる書類

イ　その薬局において販売し、又は授与する医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品に係る厚生労働省令で定める区分を記載した書類

ロ　その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して要指導医薬品（その適正な使用のために薬剤師の対面による販売又は授与が行われることが特に必要な要指導医薬品として、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する要指導医薬品（以下「特定要指導医薬品」という。）を除く。）又は一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

五　その他厚生労働省令で定める書類

4　第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　登録販売者　第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。

二　薬局医薬品　要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）をいう。

三　要指導医薬品　次のイからホまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるもの（以下「対面等」という。）による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

イ　その製造販売の承認の申請に際して第十四条第十二項に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの（ホに掲げる医薬品を除く。）

ロ　その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの（ホに掲げる医薬品を除く。）

ハ　第四十四条第一項に規定する毒薬

ニ　第四十四条第二項に規定する劇薬

ホ　次項の規定による指定を受けた医薬品

四　一般用医薬品　医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの（要指導医薬品を除く。）をいう。

6　厚生労働大臣は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、当該医薬品を薬事審議会の意見を聴いて要指導医薬品として指定することができる。

一　イ又はロに掲げる医薬品　医薬品の特性その他を勘案して、その適正な使用のために薬剤師の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合

イ　その製造販売の承認の申請に際して第十四条第十二項に該当するとされた医薬品

ロ　その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品

二　一般用医薬品　医薬品の特性及び使用の実態その他を勘案して、その適正な使用のために薬剤師の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合

○保険医療機関及び保険医療養担当規則（保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険

薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第１４３号）の規定による改正後のもの）

（一部負担金等の受領）

第五条　保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に規定する食事療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、法第八十五条の二に規定する生活療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）又は法第八十六条の規定による療養（法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額（保険医療機関から同項第六号に規定する一部保険外療養（以下「一部保険外療養」という。）を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて同項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額）に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（食事療養を行つた場合においては食事療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行つた場合においては生活療養標準負担額を加えた額とする。）の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号若しくは第三項第一号イの費用の額の算定の例により算定された費用の額（保険医療機関から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額）から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

２　保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項若しくは第三項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額（保険医療機関から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額）を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

３　保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。

二　選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること（厚生労働大臣の定める場合を除く。）。

○保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第１４

３号）の規定による改正後のもの）

（患者負担金の受領）

第四条　保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の規定による療養についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号若しくは第三項第一号イの費用の額の算定の例により算定された費用の額（保険薬局から法第六十三条第二項第六号に規定する一部保険外療養（以下「一部保険外療養」という。）を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて同項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額）から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額（同条第二項第一号に規定する額に限る。）に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

２　保険薬局は、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六条第二項若しくは第三項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額（保険薬局から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額）を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準

（一部負担金の受領等）

第五条　保険医療機関は、法第六十七条の規定による一部負担金及び法第七十四条第二項の規定による食事療養標準負担額（同項の規定により算定した費用の額が食事療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）及び法第七十五条第二項に規定する生活療養標準負担額（同項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）の支払を受けるものとする。

２　保険医療機関は、法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十四条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十五条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

３　保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。

二　選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内におい

て厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること（厚生労働大臣の定める場合を除く。）。

4　保険医療機関は、厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関して前三項の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその受領方法に関して説明を行わなければならない。

（一部負担金の受領等）

第二十六条の四　保険薬局は、法第六十七条の規定による一部負担金の支払を受けるものとする。

2　保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

六十四条、第七十六条、第七十七条第三項及び第四項、第八十二条、第百五十五条第一項、第百六十五条、第百六十五条の二第一項並びに第百六十七条第二項第三号及び第四号の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第五十四条第二項、第五十五条の五、第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条第二項第一号及び第三項の改正規定、第十一条中地方公務員等共済組合法第五十六条第二項、第五十七条の五、第五十八条第三項及び第四項並びに第五十九条第二項第一号及び第三項の改正規定並びに第十七条の規定並びに附則第十一条、第十七条、第二十条、第二十五条、第二十八条及び第三十一条の規定、附則第三十九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の項の改正規定（「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める部分に限る。）及び同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項の改正規定（「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改める部分に限る。）並びに附則第四十七条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第五条中国民健康保険法第八条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二十一条の規定　令和十年四月一日

六　第二条、第四条及び第六条の規定、第七条中地方税法第七百三条の四第一項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号ニの改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律の目次の改正規定、同法第百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項第一号から第四号まで、第四章第四節第五款の款名、第百二十四条の二（見出しを含む。）、第百二十四条の三（見出しを含む。）、第百二十四条の四（見出しを含む。）、第百二十四条の五（見出しを含む。）、第百二十四条の六（見出しを含む。）、第百二十四条の七第一項、第百二十四条の八、第百二十四条の九、第百三十四条第二項、第百三十九条第一項第三号、第百四十二条、第百四十六条第三項並びに第百四十八条の改正規定並びに同法附則第十五条を削る改正規定、第十条の規定（第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに第十二条、第十五条、第十六条及び第十八条の規定並びに附則第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条、第二十二条、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十二条から第三十五条まで及び第三十七条の規定、附則第三十九条中地方自治法別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、附則第四十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十二の三の項の改正規定並びに同法別表第二及び別表第四の改正規定、附則第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十八条中医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第六条の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定並びに附則第四十九条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七　第九条の規定並びに附則第二十七条の規定、附則第三十九条の規定（第四号及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四十一条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を実現する観点から、社会経済情勢の変化及び社会の要請に対応し、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内の負担の公平性の確保を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、第一条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。次条第一項及び附則第十一条において同じ。）による改正後の健康保険法第六十三条第二項第六号及び第八十六条第三項第一号の規定並びに第八条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。次条第二項及び附則第二十五条において同じ。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第六号及び第七十六条第三項第一号の規定について、軽度の疾病等に係る要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下この項において同じ。）及び一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）（以下この項において「要指導医薬品等」という。）の服用に関する国民の理解並びに要指導医薬品等に関する医師、歯科医師及び薬剤師の理解を深めるための取組の状況、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方箋の交付を受けて使用すべき医薬品に係る要指導医薬品への転用に係る状況等を勘案し、これらの規定に係る厚生労働大臣の定めの在り方等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　前項に定める事項のほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（中央社会保険医療協議会への諮問等に係る準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三条第二項第六号又は第八十六条第三項第一号イ若しくはロの定めをしようとするときは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の同法第八十二条第一項及び第八十六条第四項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

2　厚生労働大臣は、第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第六号の定めをしようとするとき、又は第八条の規定による改正後の同法第七十六条第三項第一号イ若しくはロの規定による基準を定めようとするときは、第四号施行日前においても、同条第五項の規定の例により、中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

3　厚生労働大臣は、第二条の規定による改正後の健康保険法（以下「第六号新健康保険法」という。）第九十八条の十第一項（第六号新健康保険法第九十八条の二十四第一項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、第九十八条の十一若しくは第九十八条の十三第一項（第六号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第百十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六号新健康保険法第九十八条の二第二項（第六号新健康保険法第百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）前においても、第六号新健康保険法第九十八条の十七第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第四条の規定による改正後の船員保険法（以下「第六号新船員保険法」という。）第六十八条の三第二項（第六号新船員保険法第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令及び第六条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「第六号新国民健康保険法」という。）第五十四条の六第二項の厚生労働省令を定めようとするときも、同様とする。

4　厚生労働大臣は、第六号新健康保険法第九十八条の五において準用する第六号新健康保険法第七十条第一項、第七十条の二第二項又は第七十二条第一項の厚生労働省令（分娩（べん）の手当に係る事項に限る。）を定めようとするときは、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第八十二条第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第六号新船員保険法第六十八条の三第四項において準用する第六号新船員保険法第五十四条第二項の厚生労働省令（分娩の手当に係る事項に限る。）及び第六号新国民健康保険法第五十四条の六第三項において準用する第六号新国民健康保険法第四十条第二項の厚生労働省令（分娩の手当に係る事項に限る。）を定めようとするときも、同様とする。

（指定助産所の指定に係る準備行為）

第四条　第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けようとする助産所は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の六第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十三条第一項中「妊産婦又は乳児若しくは幼児」を「妊婦」に改め、同条第二項中「による妊婦に対する健康診査」を「により市町村が行い、及び勧奨する健康診査（第四項及び第五項並びに第十三条の三において「市町村妊婦健診」という。）」に改め、「基準」の下に「並びに当該基準に基づく健康診査の実施に係る標準的な費用の額（次項及び第四項において「標準額」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

3　標準額は、健康保険の診療報酬その他内閣府令で定める事項を勘案して定めるものとする。

4　市町村並びに病院、診療所及び助産所は、市町村妊婦健診の実施に当たっては、第二項の基準及び標準額を勘案するよう努めるものとする。

5　市町村は、妊婦が市町村妊婦健診を受けるために、市町村妊婦健診に関する情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第十三条の二　前二条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

第十三条の三　内閣総理大臣は、妊婦による市町村妊婦健診の適切な選択に資するよう、市町村妊婦健診の内容、費用その他内閣府令で定める情報を収集し、及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十八条の二十三第二項の規定により厚生労働大臣が行う公表と一体として、内閣府令で定めるところにより、これを妊婦に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めるものとする。

2　市町村妊婦健診を行う病院、診療所及び助産所（第八条の二の規定により市町村妊婦健診の実施の委託を受けた者を含む。）の管理者は、前項の情報について内閣総理大臣から求めがあつた場合には、これを提供するよう努めなければならない。

第十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の二」を加える。

第十九条の二第一項中「若しくは第十三条第一項」を「、第十三条第一項若しくは第十三条の二」に改める。

第二十一条中「第十二条第一項」の下に「及び第十三条第一項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正）

第十六条　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第十八条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　第九号及び第十号に準じ、分娩費又は家族分娩費の支払及び審査を行うこと。

第十八条第六項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改める。

第十九条第一項中「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改め、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加える。

第二十一条第一項中「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を、「診療担当者」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る分娩の手当を担当する者（以下この条及び次条において「分娩の手当担当者」という。）」を、「診療録」の下に「、助産録」を加え、同条第二項中「診療担当者」の下に「又は分娩の手当担当者」を、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を、「診療録」の下に「、助産録」を加え、同条第三項中「診療担当者」の下に「又は分娩の手当担当者」を加える。

第二十二条中「診療担当者」の下に「又は分娩の手当担当者」を、「診療録」の下に「、助産録」を、「診療報酬」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費」を加える。

第二十四条第一項中「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加え、「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改める。

第二十八条第一項中「第十三号」を「第十四号」に、「第十四号」を「第十五号」に改める。

第三十五条中「第十一号」を「第十二号」に改め、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加える。

（社会保険医療協議会法の一部改正）

第十七条　社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第八十六条第二項第一号」の下に「並びに第三項第一号イ及びロ」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項第三号中「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に改める。

第十八条　社会保険医療協議会法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「限る。）」の下に「、同法第九十八条の十第一項、第九十八条の十一及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令」を、「第六十五条第十項の規定による厚生労働省令」の下に「、同法第六十八条の三第二項の規定による厚生労働省令」を加え、「並びに同法第五十四条の二第十項」を「、同法第五十四条の二第十項」に、「に関する事項」を「並びに同法第五十四条の六第二項の規定による厚生労働省令に関する事項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　健康保険法第九十八条の二第二項の規定による定めに関する事項

第二条第二項中「及び保険薬局」を「、保険薬局及び指定助産所」に、「及び保険薬剤師」を「、保険薬剤師及び登録助産師」に改める。

第八条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中健康保険法第七条の二十九の次に一条を加える改正規定、同法第七条の二十九の次に一条を加える改正規定並びに同法第百六十条第三項第三号及び第五項並びに第百六十条の三の改正規定並びに同法附則第五条の三の改正規定及び同法附則第五条の四を附則第五条の九とし、附則第五条の三の次に五条を加える改正規定、第三条中船員保険法第七十六条第六項の改正規定並びに第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第二十条ただし書及び第二十二条の改正規定並びに次条から附則第十条まで並びに附則第十六条及び第三十八条の規定　公布の日

二　第一条中健康保険法第百十五条第二項の改正規定、第三条中船員保険法第八十三条第二項の改正規定、第五条中国民健康保険法第五十七条の二第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定及び第十一条中地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定　令和八年八月一日

三　第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第二項第二号の改正規定　令和九年一月一日

四　第一条中健康保険法第五十八条第三項、第六十三条、第六十五条第三項第二号、第七十条第二項、第七十二条第二項、第八十条第一項及び第三号から第五号まで、第八十一条第一号及び第三号、第八十二条第一項、第八十六条、第八十七条第二項及び第三項、第百十条第二項第一号及び第三項、第百三十一条第一項、第百四十九条の表並びに第二百五条の四第一項の改正規定、第三条中船員保険法第四十七条第三項、第五十三条第二項、第六十三条、第六十四条第二項及び第四項、第七十六条第二項第一号及び第三項並びに第百五十三条の十第一項の改正規定、第五条中国民健康保険法第四条第三項の改正規定（「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。）並びに同法第九条第三項、第三十六条第二項、第五十三条、第五十四条第三項及び第四項、第五十四条の三、第六十五条第三項、第六十六条の二、第七十五条の三、第八十二条第十四項第一号、第八十五条の三第一項、第百十三条の三第一項、第百十九条、第百十九条の二並びに第百二十一条第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第四項、第五十九条第三項、第

健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十一号

健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「の承認を受けた」を「に対し、健康保険の被保険者とならないことにより国民健康保険の被保険者となる旨の申出をした」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（協会の実施する保健事業）

第七条の二の二　協会は、前条第二項第二号に掲げる業務（第六章の規定による保健事業に関するものに限る。第七条の二十九の二において「保健事業業務」という。）を行うに当たっては、被保険者及びその被扶養者の年齢、性別、健康状態その他の事情を考慮し、適切かつ有効に行わなければならない。

第七条の二十九の次に次の一条を加える。

（保健事業業務の実施状況に係る報告）

第七条の二十九の二　協会は、保健事業業務の実施状況について、毎事業年度、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第五十八条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第六十三条第二項に次の一号を加える。

六　要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）

第六十三条に次の一項を加える。

8　厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第六十五条第三項第二号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第七十条第二項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　保険医療機関は、国民が受ける医療の質の向上とその適正かつ効率的な提供を図るため、当該保険医療機関における業務の効率化及びその従業者の勤務環境の改善のための措置を講ずるように努めるものとする。

第七十二条第二項、第八十条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十一条第一号及び第三号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第八十二条第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に、「若しくは第六号」を「、第五号若しくは第六号」に改める。

第八十六条第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費」に改め、同条第五項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号又は前項第一号イ若しくはロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額）とする。

一　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ　医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

二　前号に掲げる額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

第八十七条第二項中「」について算定した費用の額」の下に「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあっては、当該費用の額から前条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）」を加え、同条第三項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第百十条第二項第一号中「額」を「額。以下この号において同じ。）（保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあっては、当該費用の額から第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額）に改め、同条第三項中「及び選定療養」を「、選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。）」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあっては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号」に改める。

第百十五条第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第百三十一条第一項中「又は選定療養」を「、選定療養又は一部保険外療養」に改める。

第百四十九条の表第八十六条第二項及び第五項の項中「及び第五項」を「、第三項及び第六項」に改める。

第百五十四条第一項中「承認を受けた」を「申出をした」に改める。

第百六十条第三項第三号中「第百六十条の三」を「第百六十条の三第一項」に改め、同条第五項中「二年ごとに」を「毎事業年度」に改める。

第百六十条の三に次の一項を加える。

2　協会は、第百六十条第五項に規定する健康保険事業の収支の見通しを踏まえ、少なくとも、当該収支の見通しを公表したときから二年以内に前項の規定による準備金の積立ての状況から健康保険事業の運営に支障が生ずると見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正）

第九条　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　総則 一　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める先進医療は、第二各号又は第三各号に掲げる先進医療（第二各号又は第三各号に掲げる先進医療ごとに、それぞれ第二各号イ又は第三各号に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 二　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、次に掲げる基準に加え、第二各号に掲げる先進医療にあっては第二各号ロに規定する施設基準とし、第三各号に掲げる先進医療にあっては当該先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所であることとする。 イ・ロ　（略） 三　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める患者申出療養は、第四に掲げる患者申出療養（第四に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 四　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、前号に規定する患者申出療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当していることとする。 イ・ロ　（略） 五　（略）	第一　総則 一　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める先進医療は、第二各号又は第三各号に掲げる先進医療（第二各号又は第三各号に掲げる先進医療ごとに、それぞれ第二各号イ又は第三各号に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 二　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、次に掲げる基準に加え、第二各号に掲げる先進医療にあっては第二各号ロに規定する施設基準とし、第三各号に掲げる先進医療にあっては当該先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所であることとする。 イ・ロ　（略） 三　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める患者申出療養は、第四に掲げる患者申出療養（第四に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 四　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、前号に規定する患者申出療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当していることとする。 イ・ロ　（略） 五　（略）

附　則

この告示は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和九年三月一日）から適用する。

九の四　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）別表第二の同法第二条第十五号に規定する後発医薬品のある同号に規定する新医薬品等の処方等又は調剤に係る療養の項の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数

イ～ヘ　（略）

九の五　告示第三条に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品

九の七イからニまでに規定する医薬品のうち、要指導医薬品（医薬品医療機器等法第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。第九号の六チにおいて同じ。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。第九号の六チにおいて同じ。）とその有効成分、各有効成分の一日最大分量及び投与経路が同一性を有するもの

九の六　告示第三条に規定する別に厚生労働大臣が定める場合

イ　十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者への処方又は調剤

ロ　がん又はがん治療に関連して生じた状態への処方又は調剤

ハ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病又は指定難病若しくは小児慢性特定疾病の治療に関連して生じた状態への処方又は調剤

ニ　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項に規定する公費負担医療その他の国が行う特定の障害、特定の疾病等に対する医療の給付における処方又は調剤

ホ　入院時の処方

ヘ　処置等に伴う処方又は調剤（当該処置等後、十四日以内分の処方又は調剤に限る。）

ト　医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、医薬品の長期の使用が医療上必要であると認められる場合における処方又は調剤

チ　要指導医薬品又は一般用医薬品の効能及び効果として承認されていない効能及び効果を目的として行う処方又は調剤

リ　要指導医薬品又は一般用医薬品の使用が特に困難である場合における処方又は調剤

九の七　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法別表第二に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤の処方又は調剤の項の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数

イ　別表第一区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤

ロ　別表第二区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤

ハ　別表第三区分番号２０に掲げる使用薬剤料

九の八　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法別表第二に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品

九の五に規定する医薬品

九の四　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）別表第二に規定する診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数

イ～ヘ　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正）

第五条　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二	**別表第二**
（略）	（略）
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に規定する後発医薬品（下欄において単に「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（下欄において単に「先発医薬品」という。）の処方等又は調剤に係る療養	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤の処方又は調剤に係る療養
（略）	上欄の療養に係る所定点数から当該療養に係る診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤その他の診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数を控除した点数に、当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて当該各区分の例により算定した点数を加えた点数
（略）	上欄の療養に係る所定点数から当該療養に係る診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤その他の診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数を控除した点数に、当該療養に係る医薬品の薬価から、別に厚生労働大臣が定める医薬品の薬価に四分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて当該各区分の例により算定した点数を加えた点数

（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部改正）

第六条　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第一条第四号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品	一　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第一条第四号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
九の三　告示第二条第十五号に規定する別に厚生労働大臣が定める場合	九の三　告示第二条第十五号に規定する別に厚生労働大臣が定める場合
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　後発医薬品のある先発医薬品が、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条の処方又は調剤として処方又は調剤される場合に該当しないこと。	（新設）

ハ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病又は指定難病若しくは小児慢性特定疾病の治療に関連して生じた状態への処方又は調剤

ニ　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項に規定する公費負担医療その他の国が行う特定の障害、特定の疾病等に対する医療の給付における処方又は調剤

ホ　入院時の処方

ヘ　処置等に伴う処方又は調剤（当該処置等後十四日以内分の処方又は調剤に限る。）

ト　医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、医薬品の長期の使用が医療上必要であると認められる場合における処方又は調剤

チ　要指導医薬品又は一般用医薬品の効能及び効果として承認されていない効能及び効果を目的として行う処方又は調剤

リ　要指導医薬品又は一般用医薬品の使用が特に困難である場合における処方又は調剤

(二)　療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の規定により受け取る金額は、第一の一の三第二号に規定する額とする。

第五　療担規則第十八条及び療担基準第十八条の特殊療法に係る厚生労働大臣が定める療法等

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条各号に掲げる評価療養及び第一条の二に規定する患者申出療養

第七　療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二・三　（略）

第九　療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一・二　（略）

三　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条第五号に掲げる療養に係る歯科材料を使用する場合

四　（略）

（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正）

第四条　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養
第三条　健康保険法第六十三条第二項第六号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第六号に規定する一部保険外療養は、要指導医薬品（医薬品医療機器等法第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤であって別に厚生労働大臣が定めるものの処方又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）とする。	（新設）

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第三条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一の一の二　療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号及び第三条に掲げるもの	第一の一の二　療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に掲げるもの
第一の一の三　療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める額 一　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第十五号の処方等又は調剤の場合　第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第十五号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が十円未満であるときは、これを十円に切り上げ、十円以上であって五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、十円以上であって五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。） 二　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条の処方又は調剤の場合　第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条に規定する別に厚生労働大臣が定めるものの薬価に四分の一を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が十円未満であるときは、これを十円に切り上げ、十円以上であって五円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）	第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第十五号に規定する後発医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た額 第一の一の三　療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める額 第一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第十五号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た額
第一の二　療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第四号及び第五号に掲げるもの 第一の三　療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める金額 一　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第四号の初診に係る厚生労働大臣が定める金額 ㈠・㈡　（略） 二　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第五号の再診に係る厚生労働大臣が定める金額 ㈠・㈡　（略）	第一の二　療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第四号及び第五号に掲げるもの 第一の三　療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める金額 一　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第四号の初診に係る厚生労働大臣が定める金額 ㈠・㈡　（略） 二　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第五号の再診に係る厚生労働大臣が定める金額 ㈠・㈡　（略）

養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十五条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）、同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）又は同項第六号に規定する一部保険外療養（以下「一部保険外療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項又は第三項に規定する保険外併用療養費算定額（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から法第七十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額。第二十六条の四第二項において同じ。）を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

3・4　（略）

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）

第五条の四　（略）

2　保険医療機関は、一部保険外療養に関して第五条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならない。

3　保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、第一項の療養（一部保険外療養を除く。）の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

4　（略）

（掲示）

第二十五条の四　保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第二十六条の六第三項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

2　（略）

（一部負担金の受領等）

第二十六条の四　（略）

2　保険薬局は、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項又は第三項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）

第二十六条の六　（略）

2　保険薬局は、一部保険外療養に関して第四条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならない。

3　保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第一項の療養（一部保険外療養を除く。）の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

4　（略）

養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十五条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

3・4　（略）

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）

第五条の四　（略）

（新設）

2　保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

3　（略）

（掲示）

第二十五条の四　保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第二十六条の六第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

2　（略）

（一部負担金の受領等）

第二十六条の四　（略）

2　保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）

第二十六条の六　（略）

（新設）

2　保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

3　（略）

○厚生労働省告示第三百六十号

健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬等の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養」に改める。

一　生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第百二十五号）第二項

二　医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）第二条第二号

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（掲示） **第二条の六**　保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、第五条の三第四項、第五条の三の二第四項及び第五条の四第三項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。 2　（略） （一部負担金の受領等） **第五条**　（略） 2　保険医療機関は、法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十四条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第二号に規定する生活療養（以下「生活療	（掲示） **第二条の六**　保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、第五条の三第四項、第五条の三の二第四項及び第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。 2　（略） （一部負担金の受領等） **第五条**　（略） 2　保険医療機関は、法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十四条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第二号に規定する生活療養（以下「生活療

報告第２５号

「報告第２５号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時　　令和８年５月１５日　午前１１時５分頃
事故発生場所　　香川五丁目４番２４号
事故当事者　　相手方　市外所在の法人
　　当　方　茅ヶ崎市

経　過

令和８年　５月１５日　事故発生
令和８年　５月１５日　介護保険課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
令和８年　５月１５日　事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
令和８年　１０月　１日　専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区　　分	茅ヶ崎市	相　手　方
損　害　額		１６５，０００円
（算出内訳）		（修理費） １６５，０００円
過失割合	１００％	０％
賠　償　額	１６５，０００円	
（算出内訳）	（相手方の損害額） １６５，０００円×１００％ ＝１６５，０００円	

報告第２６号

「報告第２６号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時　　令和８年９月９日　午後３時３５分頃
事故発生場所　　若松町１４番４１号
事故当事者　　相手方　市内所在の法人
　　当　方　茅ヶ崎市

経　過

令和８年　９月　９日　事故発生
令和８年　９月　９日　建築指導課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
令和８年　９月　９日　事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
令和８年　１０月２９日　専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区　　分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		５５，０００円
（算出内訳）		（修理費） ５５，０００円
過失割合	１００％	０％
賠償額	５５，０００円	
（算出内訳）	（相手方の損害額） ５５，０００円×１００％ ＝５５，０００円	